次期市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

1. 市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

本計画は、第二次市川市環境基本計画の中に示された地球温暖化対策に関する分野について、具体的な施策を示したものである。

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条に基づき、平成21年3月に「市川市地球温暖化対策地域推進計画(呼称:市川市地球温暖化対策推進プラン)」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。その後、東日本大震災を契機としたエネルギー利用の合理化や社会経済情勢等の変化を受け、推進プランを改定する形で「市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を平成28年3月に策定した。

2. 現計画の基本的事項

| 項目 | 内容 | | |
|------------|---|--|--|
| 目的 | 本市から排出される温室効果ガスの排出抑制等に向け、市民・事業者・市等の各主体 | | |
| | による取り組みを総合的かつ計画的に推進していく。 | | |
| 削減対象温室効果ガス | 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、 | | |
| | 六フッ化硫黄、三フッ化窒素 | | |
| | ※温室効果ガスの排出量の大部分を占める二酸化炭素について、削減量を把握する。 | | |
| 計画期間 | 平成 28 年度~平成 32 年度(2016 年度~2020 年度) | | |

3. 現計画の将来像と基本目標、重点取組項目の進捗について

(1) 将来像

「自然と文化に育まれ、活力に満ちた 低炭素なまち いちかわ」

(2) 基本目標

①低炭素なエネルギー対策の推進 ②低炭素なまちづくりの推進

③低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推進する人づくり

(3) 重点取組項目の進捗状況

| 取組項目の指標 | 目標値・ 指標値(H32) | H25 (基準年度) | H27 | H28 | H29 |
|------------------------|------------------|---------------|--------|---------|---------|
| 省エネルギー設備設置 助成件数 | 1,000 件 | 156 件 | 464 件 | 636件 | 745 件 |
| 緑の保全活動を行う 市民団体の数 | 7 | 8 団体 | 10 団体 | 10 団体 | 9 団体 |
| エコドライブに取り組む 市民の割合 | 65% | 53% | - | 87% | 85% |
| 1日1人当たりのごみ・ 資源物の排出量 | 760g 以下 | 846g | 805g | 788g | 770g |
| 環境関連イベントの 動員数 | 13,000 人 | 12,000人 | 8,800人 | 15,000人 | 15,000人 |
| エコライフの実践率 | 65% | 50% | _ | 51% | 58% |

資料 5

4. 改定のポイント

次期実行計画のポイント

| 国際情勢 | ◇ 国連が「持続可能な開発」 (SDGs) を含む「2030 アジェンダ」を採択 (2015 年 9 月) ◇ COP21 で「パリ協定」「採択 (2015 年 12 月)、発効 (2016 年 11 月) 世界の平均気温上昇を、産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、 1.5℃に抑える努力を追及。 ◇ IPCC が「1.5℃特別報告書」を公表 (2018 年 10 月) 1.5℃の気温上昇にかかる影響、リスク等に関する特別報告書。 など |
|------|---|
| 国の状況 | ◇「地球温暖化対策計画」の策定(2016年5月) 2030年度におけるCO₂などの温室効果ガス排出量を、 2013年度比で26%削減。(14億800万tから10億4,200万t) ◇「気候変動適応法」の策定(2018年6月) 適応策の法的位置づけが明確化。市町村は、政府の気候変動適応計画を勘案し、 地域気候変動適応計画を策定するよう努める。 ◇「第5次エネルギー基本計画」の策定(2018年7月) 3E+Sの原則の下、低炭素社会に向けたエネルギーミックスを実現。など |
| 策定状況 | ◇ 市川市総合計画「I&I プラン 21」第二次基本計画【2011 年 4 月策定】◇ 市川市都市計画マスタープラン【2004 年 3 月策定】◇ 第二次市川市環境基本計画【2012 年 3 月策定(2020 年 3 月改定予定)】など |



1. 国際情勢や国の動向を踏まえた内容

現行の実行計画以降に策定された「地球温暖化対策計画」等の内容を踏まえ、削減目標や施策体系等の見直しを検討する。各項目の検討の際には、地球温暖化対策と同時に追求 しうる便益「コベネフィット」の観点を意識する。

2. 気候変動適応法を踏まえた具体的な適応策の検討

「気候変動適応法」の公布により、市町村は「地域気候変動適応計画」を策定することが努力義務となった。このことから、気候変動の影響に対応し、私たちの生活や自然環境などにおける被害を防止、軽減するための施策等を、実行計画(区域施策編)に盛り込むことを検討する。

3. 現計画の課題と中長期的課題の検討

- 指標の進捗状況を取りまとめ、評価した上で課題を把握し、次期計画に適切な指標を 検討する。
- 市域におけるエネルギー消費量をより正確に把握するための手法を検討する。
- 市民と事業者が適切な環境行動を実際にとるための施策の展開。